

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R2-46)

別紙1

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				担当部局名	環境再生事業担当参事官室 環境再生施設整備担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	川又 孝太郎(環境再生事業担当参事官) 鮎川 智一(環境再生施設整備担当参事官)
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について ・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 ・各市町村毎の特別地域内除染実施計画 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等 	政策評価実施予定時期	令和2年9月
測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 除去土壌等の仮置場等の解消等	除去土壌等の仮置場等の管理・原状回復、除去土壌の処分	長期的な目標		「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定				
2 中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理	長期的な目標		令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度				
(1) 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(平成23年度)	381,570 (335,762)	161,046 (114,060)	117,526	56,614	1	放射性物質汚染対処特措法に基づく除去土壌等の仮置場等での適正管理を実施するとともに、平成30年3月に策定したガイドラインに沿って仮置場等の原状回復を行っていく。また、福島県外での除去土壌の処分方法を定めるため、「除去土壌の処分に関する検討チーム」での議論や実証事業の結果を踏まえ、検討を進める。	160	
(2) 中間貯蔵施設の整備等(平成23年度)	146,467 (109,685)	176,430 (167,519)	218,781	402,490	2	除染に伴って大量に発生する除去土壌等を、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、用地交渉、中間貯蔵施設の建設を行うとともに、除去土壌等の輸送を実施する。	161	
施策の予算額・執行額	528,037 (445,447)	337,476 (281,580)	336,307	459,104	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋) 		